

国からの労使自治への不当介入を許すな

個人質問の許可を頂きましたので、通告に従い以下、質問いたします。

はじめの質問は、「国からの労使自治への不当介入を許すな」というテーマですが、いま、全国の地方自治体では、政府が実施した今年7月からの地方公務員の給与の削減を盾にした地方交付税の削減をめぐる、労使交渉をはじめとして白熱した議論が交わされています。

この問題の出発点は、昨年度から始まった国家公務員の給与削減にあります。

この給与削減は、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」によって、「我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減する」ことを目的として行われたもので、2012～2013年の時限付きで7.8%の国家公務員の給与削減が実施されました。

可決されたこの法律では、当初、第12条において「地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとする。」という条文で、地方自治体もこの趣旨を理解し、対応して欲しいという期待感を謳っていました。

そうした中、平成24年11月に衆議院が解散され、第46回衆議院総選挙の結果を受け、12月26日に自民党・公明党連立政権の第2次安倍内閣が発足しましたが、自民党によってこの「期待」が「要請」に変わりました。

内容は、「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」では、「各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請する。」という表現になり、地方公務員等を含む公務員総人件費を国・地方合わせて2兆円削減することが決定しました。

特に、地方公務員給与費の削減については、本年7月から来年3月までの9ヶ月間、地方公務員においても国家公務員と同様、平均7.8%の給与削減を実施することを全国の地方自治体に要請しています。

一方で、防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題への対応として、給与削減額に見合った事業費8523億円を歳出に特別枠として設定。

その内訳は、①全国防災事業費（直轄・補助事業の地方負担分）973億円、②緊急防災・減災事業費（地方単独事業）4550億円、③地域の元気づくり事業費3000億円となっています。

しかし、これに係る財政措置については、防災事業関連はいずれも起債事業でありますので、給与削減による財源との関係はまったくありませんが、地域の元気づくり事業については、この事業費の3分の2は、人件費削減努力により加算されるもので、ラスパイレース指数の調整と職員給与の削減実績によって交付額に反映させるとしており、何が「地域の元気づくり事業」なのかさっぱりわかりません。

つまり、「国の言うとおりに人件費の削減を行えば特別交付税の措置を行うが、従わない場合は措置しない」といった地方公共団体への支配介入とも取れる姿勢であり、平均7.8%減額することを前提に交付金の額を決定していることについて、全国知事会をはじめとする地方6団体が「極めて問題である」とした共同声明を発表。また、全国市長会も緊急アピールを表明するなど、いくつもの自治体の首長から「反対」の火の手が上がっています。

本来、地方交付税交付金は自治体の財政状態に応じて国から交付され、その額は18兆円あまり。全国から上がる法人税や消費税など「国税」の一部を地方に再配分することで、格差を調整するのが本来の趣旨のはずですが、財政の厳しい自治体ほど「国頼み」が進み、交付金なしには到底やっていけないところに追い込まれています。

その地方自治体の弱みにつけ込み、去る3月29日の参議院本会議で可決成立した改正地方交付税法では、2013年度の地方交付税総額を、地方公務員の給与削減を前提として、前年度より3921億円減額の17兆624億円とするなど、本年7月分から平均7.8%減額した査定で交付金の金額を決定してしまっていますので、地方自治体としては、職員の給与を維持するにはそのほかの一般歳出を削らなければならなり、予算不足から自治体の事業が滞ることになりかねない状況にあります。

そうでなくても、地方自治体からすれば、財政が厳しさを増す中で、ここ10年以上にわたって、国に先がけて人員削減や給与削減に取り組んできた実績もあり、総務省の統計でも1998年度から2012年度までに966の自治体が自主的に給与の削減に取り組み、その累計総額は2兆1000億円に達するとしています。

当然、当市においても同様の取組みを数年前から進めている途上であり、これ以上の給与削減は、職員の士気の低下にも繋がりがねません。

また、国の地方自治体に対する労使関係への不当介入は、地方分権時代への逆行であり、国が指示して一律に給与を引き下げさせるのは中央集権施策の何者でもなく、絶対に許してはならないと考えます。

そこで、今回の地方交付税削減を盾にした、地方公務員の給与削減要請に関して、以下の質問にお応えください。

- (1) 今回の政府の要請は、憲法92条の「地方自治の本旨の確保」を踏みにじるものであり、地方交付税法第3条2項の「国は交付税の交付に当っては地方自治の本旨を尊重し、条件を付け、またはその用途を制限してはならない」という規程に違反していると思いますが、市長としての見解をお伺いいたします。
- (2) 地方公務員の給与は、本来、労使交渉の結果を尊重し、議会での議決の後、当該地方自治体が自主的に条例で定められるものですが、今回の措置は労使自治への不当な介入であり、ラスパイレス指数のみを根拠として、自治体に対して給与削減を一方的に国が要請することは、自治体の自主性を完全に否定するものと考えますが、

見解をお示しください。

- (3) 例えば、地方交付税の減額分を地方公務員の給与の削減ではなく、投資的経費削減で穴埋めする場合は、国からの指示に従わなかったとして法令違反に当たるのかお伺いいたします。
- (4) 今回の措置による当市の平成25年度分の地方交付税の影響額をお示しください。
- (5) 仮に、当市が今回の政府の要請を受け職員給与の減額を実施した場合、職員給与の減額幅はどの程度となるのか、お示しください。
- (6) 政府は、地方公務員の給与削減の根拠としてラスパイレス指数を用いていますが、当市職員のラスパイレス指数をお示しください。